

第 14 回公共サービス改革小委員会の審議結果報告

公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリング

「東南アジア青年の船」事業支援業務他 2 業務

1. 事業の概要及びこれまでの経緯

第 224 回官民競争入札等監理委員会（平成 30 年 12 月 6 日）において、公共サービス改革法の対象事業の選定状況について審議した結果、ヒアリングを実施することとされた以下の 3 業務について、第 14 回公共サービス改革小委員会（平成 31 年 3 月 7 日）においてヒアリングを行った。

（参考）国内外の青少年が、国内外において、ディスカッション等の活動を通じ能力向上、人材育成、国際交流を図るもの。各目的に沿って、プログラム内容、招聘・訪問国、人数、日数等を構成（金額は平成 30 年度予算額、単年度事業）。

- ① 「東南アジア青年の船」事業支援業務【1.4 億円、一般競争（最低価格）】
- ② 「世界青年の船」事業支援業務【1.1 億円、一般競争（最低価格）】
- ③ 地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」支援業務【0.7 億円、随意契約（公募）】

2. ヒアリング内容について

内閣府から事業の概要及びこれまでの改善点について説明があり、委員から以下のような質問や意見があった。

【委員からの主な質問・意見】

- (1) ほとんど全ての項目で、「内閣府の指揮監督の下」とあるが、受注業者を手足のよう
に使うのは問題ではないか、事実上雇用関係があるような誤解を招くのではないか。
言葉の適切さについて、確認だけでも行っていただきたい。（意見）
- (2) 新規事業者がどこでビジネスチャンスを見出すか（民間事業者が創意工夫できる部分
かどこか）、例えば、仕様書に単価が記載されているが、創意工夫ができる部分なの
か明確にしたらどうか。（意見）
- (3) 新規事業者の業務への理解を高めるため、現行事業者の経費及び業務体制の情報開示
を積極的に行うべきと考えるが、一般財団法人の了承が必要ということか。（質問）
（回答）業務体制については、実施団体へ聞いたところ公表することについて了解が
得られなかった。
また、当府室においても、情報公開法上でも公にすることにより競争上の地位その
他正当な利益を害するおそれがあるものは不開示情報になっているため、当該一般財
団法人の了承が必要と考えている。
- (4) 受注を見込んでいる業者に対する声掛けについて、数をもっと増やしていくのが重要
であり、業界団体などにも声掛けしてみてもどうか。（意見）

(5) 業務全体について再委託はないか、契約に基づく再委託届などが提出されていないか。
(質問)

(回答) 通常、再委託する際は大臣官房会計担当参事官の承認が必要であるところ、契約書において、「再委託の内容が業務の主要部分でない場合(印刷製本費、リース料、翻訳料、会場借料などの軽微な再委託である場合)は、承認を要しないものとする。」としており、本業務では、会場借料などの「軽微な再委託」の内容であることから、届出は提出されていない。

3. 今後の対応方針

本事業については、内閣府の自主的な取組に関わらず1者応札が継続している状況であるが、これまでの改善が一定程度認められること、上記2.で示した委員からの主な意見の各項目について内閣府は前向きに検討していくとのことから、ただちに民間競争入札を導入するのではなく、引き続き、内閣府の取組状況をフォローしていくこととした。

4. 結論

監理委員会として引き続き内閣府による取組についてフォローアップを実施する。

以 上